

高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究委託要項

令和3年8月12日

初等中等教育局長決定

1. 趣旨

高等学校においては、全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応」を併せて進めることによって、高等学校教育の質の確保・向上を目指すことが求められる。このため、高等学校教育におけるPDCAサイクルの構築のための調査研究等を行い、高等学校教育の質の向上を図ることによって、新しい時代の高等学校教育における個別最適な学びと協働的な学びを実現する。

2. 委託事業の内容

新しい時代の高等学校教育における個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、全日制・定時制・通信制課程におけるPDCAサイクルを確立するための取組等に関する調査等を実施する。

3. 団体等

本事業の内容を的確に実施できる産官学の団体等（任意団体含む）を対象とする。なお、任意団体については、次の①～④までの要件を全て満たすこととする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ②団体等の意見を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること。

4. 委託期間

契約を締結した日から令和4年3月31日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託内定後、団体等が業務の委託を受けようとするときは、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、事業計画書（別添様式第1）等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、人件費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

(3) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

7. 再委託

(1) 本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

(2) 調査研究の一部を再委託しようとする場合は、事業計画書に「再委託に関する事項」を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。（別添様式第2）

(3) 再委託を受けた団体等は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8. 事業完了（廃止等）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）、廃止又は中止したとき（以下「廃止等」という。）は、事業完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。（別添様式第4）

9. 委託費の額の確定

(1) 文部科学省は、上記8の事業完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。

(2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

(1) 文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、初等中等教育局委託事業事務処理要領による。